

東京都市計画第一種市街地再開発事業の変更

都市計画南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約1. 7 h a				
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		区画街路	特別区道4 2－2 6 0	幅員9.0m [9.0m]、延長約110m	拡幅整備	
			特別区道4 2－2 0 0	幅員9.0m [9.0m]、延長約160m	拡幅整備	
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	I－I	約5,200 m ²	約105,000 m ² [約70,100 m ²]	住宅、店舗、事務所、駐車場 等	G L＋1 9 0 m (G L＝T P＋32.4m)	
	I－II	約3,500 m ²	約75,300 m ² [約50,400 m ²]	住宅、店舗、子育て支援施設、駐車場等	G L＋1 8 5 m (G L＝T P＋32.4m)	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積		整 備 計 画		
	I－I	約8,800 m ²		道路境界から壁面を後退させ、幅員4 mの歩道状空地を整備する。 敷地内に約530 m ² 及び約300 m ² の地区広場及び約450 m ² の地下広場を整備する。 地下広場から東池袋駅へ連絡する幅員3. 5 mの地下通路を整備する。		
	I－II	約6,300 m ²		道路境界から壁面を後退させ、幅員4 mの歩道状空地を整備する。 敷地内に約690 m ² の地区広場を整備する。		
住宅建設の目標		戸 数		面 積	備 考	
		約1,450 戸		約165,100 m ²		
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」

理由：南池袋二丁目C地区のエネルギーの有効利用によりさらなる環境負荷の低減を図るため、市街地再開発事業を変更する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業 計画図 1



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 3 都市基交著第 43 号」「(承認番号) 3 都市基街都第 83 号、令和 3 年 6 月 10 日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業 南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業 計画図 2



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）3 都市基交著第 43 号」「（承認番号）3 都市基街都第 83 号、令和 3 年 6 月 10 日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業 南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業 計画図3



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 3 都市基交著第 43 号」「(承認番号) 3 都市基街都第 83 号、令和 3 年 6 月 10 日」